



米国ドル建特別終身保険(無告知型) (生存保険金特則付) (無配当)

米国ドルでお子さまの一生にわたる死亡保障を確保しながら、大学の教育資金づくり等を同時に実現できる保険です。

特長

- 1 安心の保障が一生続きます。**
保障は一生にわたるため、何歳で死亡されても保険金をお支払いします。死亡保険金として第1保険期間中は既払込保険料相当額、第2保険期間中は基本保険金額をお支払いします。
- 2 17歳または18歳の時点で生存保険金をお支払いします。**
第1保険期間満了日の翌日に生存されていたときは、生存保険金(基本保険金額×30%)をお支払いします。
- 3 この保険は「米国ドル」でお取扱いします。**
保険料は米国ドルでお払込みいただき、死亡保険金等は米国ドルでお支払いします。資産の一部に外貨を取り入れることで、リスクの分散が図れます。
※ 米国ドルでお取扱いするため、金融機関により各種手数料が必要となる場合があります。この手数料はお客様のご負担となります。
- 4 「円」でのお取扱いもできます。**
当社が用意している円に換算する特約を付加していただきますと、当社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算した金額で、保険料のお払込みや保険金・解約返戻金等のお受取りができます。
- 5 この保険は「無告知型」です。**
ご契約に際して、健康状態等に関する医師の診査や告知は不要です。

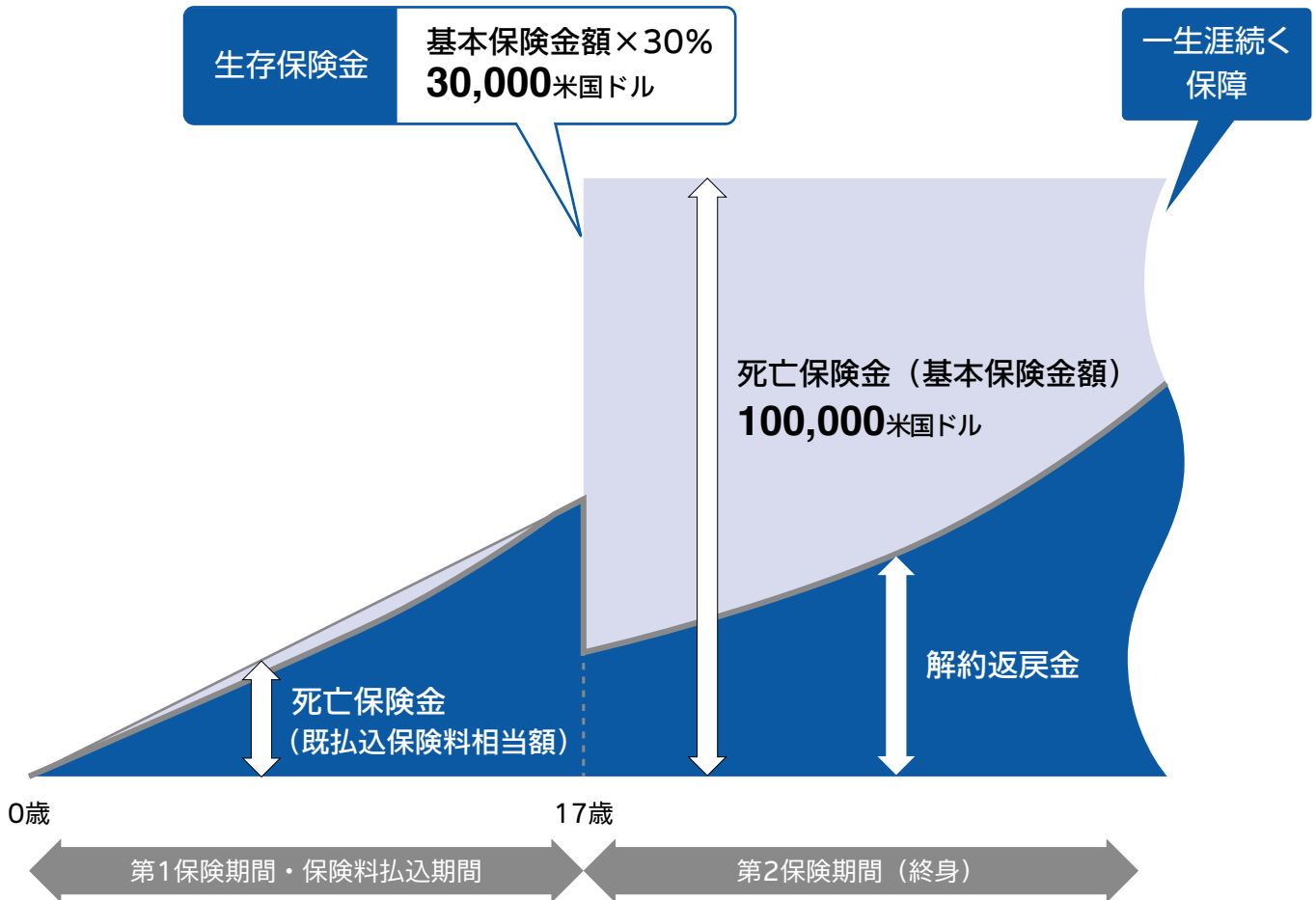
P3へ 必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。

P5へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



ご契約例

契約年齢……………0歳
保険期間……………終身
第1保険期間・保険料払込期間…17歳
基本保険金額……………100,000米国ドル
生存保険金額……………30,000米国ドル



ご注意

- この保険には**為替リスクがあります**。為替相場の変動によりお受取りになる保険金等が既払込保険料を下まわることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。
 - この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用があります**。
- P3へ** この商品のリスク・諸費用について、必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。

外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。



為替リスク

外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。

外貨建の保険は為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額等が、ご契約時における円換算後の保険金額等を下まわることがあります。さらに、お受取りになる円換算後の保険金額等が、払込保険料総額を下まわることがあり、**損失が生じるおそれもあります**。また、ご契約時の円換算試算額と異なる場合があります。外貨建の保険に関する**為替リスクは、保険契約者または受取人に帰属します**。



ご契約にかかる諸費用

保険関係費用

+

外貨のお取扱いによる費用

+

年金で受け取る場合の費用

+

解約控除



ご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は

「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

外貨のお取扱いによる費用

外貨での金銭授受の際、ご利用の金融機関により各種手数料^{*1}が必要な場合があります。この手数料は保険契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加した場合、金銭の授受は円で行います。円への換算は当社適用レート^{*2}を用い、当社適用レートには為替手数料(0.25円/1米ドル(2023年12月現在))が含まれています。

*1 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

*2 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2023年12月現在)。

年金で受け取る場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2023年12月現在)を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2023年12月現在)を年金受取日の年金原資^{*}より控除します。

* 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます:介護前払特約

解約控除

契約日(更新後契約については更新日)から10年未満^{*}かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

* 次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米ドル建平準定期保険、新買増権保証特約

円換算払込特約、円換算支払特約および 円換算貸付特約の「換算基準日」「換算レート」について

特約を付加することで保険料のお支払い、保険金等のお支払い等の際、米ドルを円に換算してお取扱いすることができます。

内 容		換算基準日	換算レート (当社適用レート)	
円換算払込特約*1	保険契約者が当社に払込む金額 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回保険料(相当額)のお支払い ● 保険契約を復活する場合の延滞保険料のお支払い ● 契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合 	払込む日の前日	当社所定の換算レート*2	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回目以降の保険料(次回以降の保険料)のお支払い ● 保険契約の失効を取消する場合の延滞保険料のお支払い 	払込む日の属する月の前月末日		
	● 前納保険料	払込む日当日		
円換算支払特約	主契約	● 死亡保険金のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	当社所定の換算レート*3
		● 解約および減額による解約返戻金のお支払い		
		● 延長定期保険に変更した際の生存給付金のお支払い	延長期間満了の日の前日	
	保険金等の支払方法の選択に関する特約	● 生存保険金のお支払い	第1保険期間満了日	
		● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
		● 据置支払の支払金額のお支払い(据置期間満了前)		
		● 据置支払の支払金額のお支払い(据置期間満了後)	据置期間の満了の日の前日	
	割増年金支払特約	● 年金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日	
● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い		請求に必要な書類が当社に到着した日の前日		
リビング・ニーズ特約	● 年金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日		
	● 特約の保険金のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日		
介護前払特約	● 介護年金のお支払い			
円換算貸付特約	当社が保険契約者に支払う金額 <ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付を受ける場合の貸付金のお支払い 	請求に必要な書類が当社の本社または当社の指定した場所に到着した日の前日	当社所定の換算レート*3	
	保険契約者が当社に返済する金額 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の自動振替貸付の元金を返済する場合 ● 契約者貸付の元金を返済する場合 	返済する日の前日	当社所定の換算レート*2	

*1 円換算払込特約を一度解約した場合には、この特約を解約した日からその日を含めて6か月が経過するまでは、この特約を再度付加することはできません。

*2 対顧客電信売相場(TTS)を上まわることはありません。

*3 対顧客電信買相場(TTB)を下まわることはありません。

外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合のお取扱いについて

保険契約成立後に、当社は外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約*に基づき、外貨にて解約返戻金、責任準備金および生存保険金等のお支払い、ならびに保険料の払戻しができない場合に限り、外貨を円に換算して取扱うことがあります。

* この特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご契約に関する 注意事項

- 医師の診査等を受けることなどにより、この保険よりも保険料が割安な保障内容の一部異なる他の保険にお申込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。
- この保険は、被保険者が入院中の場合、または被保険者に入院予定・手術予定がある場合は、お申込みできません。
- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- この保険は、高度障害保険金のお支払いおよび保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 生存保険金特則のみの解約は取扱いません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ
(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**外貨建終身保険(米ドル建特別終身保険(無告知型)(生存保険金特則付))**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください